公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３号
兵庫県芦屋市清水町２番６―103号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目16番13号イーストゲート神戸５Ａ号
債務者　本田　典子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三道　政弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２号
神戸市垂水区清玄町33―１スカイヴィレッジＰ202、住民票上の住所兵庫県西宮市甲風園３丁目２番23号
債務者　町田　賢介
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
広島市東区温品４丁目13番14―201号　ジャルダンヒヤマ
債務者　新山　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
岐阜県可児市広見４丁目40番地　ライオンズマンション205、前住所岐阜県可児市徳野南１丁目181番地
債務者　丹羽　英介
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２号
岐阜県可児市広見４丁目40番地　ライオンズマンション205、前住所岐阜県可児市徳野南１丁目181番地
債務者　丹羽なほみ
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４９２号
兵庫県加古川市志方町永室638番地の１
債務者　三村　良樹
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目36番２―404号
債務者　吉本　光宏
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場　守夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
和歌山市狐島552番地　島本アパート
債務者　鬼束　元子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海堀　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
熊本市東区新南部２丁目７番17号、住民票上の住所熊本市中央区国府３丁目15番10号
債務者　濵本　文江
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６７６号
熊本市南区南高江１丁目19番20号　レオパレス南高江208号、前住所熊本市南区八幡６丁目９番70―１―303号　市営南部中央団地１棟
債務者　佐川　浩一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３５９号
名古屋市中川区南脇町２丁目７番地　メゾン長良401号
債務者　スナックりあんことアート・デザイン・カズミこと　三浦　一美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月１日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１５号
神奈川県藤沢市西富530番地の１　サンプラザ湘南506
債務者　山本　恭延
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７号
青森県むつ市大畑町湊村159番地46
債務者　東　　信子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
奈良県大和郡山市矢田町6449番地15　レオパレスヤマダ２・105
債務者　馬塲　武士（旧姓笹本）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川真田リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
山口県岩国市青木町３丁目53番22号
債務者　吉田　隆治
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
山口地方裁判所岩国支部